

日本泌尿器科学会 専門領域委員会規則

制定 2003年11月17日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会専門領域委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は一般社団法人日本泌尿器科学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、教育委員会、専門医資格試験委員会および学術委員会との連携をはかり、上記の各委員会がおこなう諸活動を支援することにより日本泌尿器科学会の教育および学術活動の充実と向上を目的とする。

(活動)

第3条 委員会に、前条の目的を達成するため、領域別専門部会を設置して次の活動を行う。

- (1) 領域別の診断、治療法に関するガイドラインの作成。
- (2) 教育委員会が企画する卒後教育プログラムのテーマ決定や講師派遣をはじめとする教育活動の支援。
- (3) 専門医資格試験委員会での試験問題作成への参加。
- (4) 学術委員会がおこなう学術活動および一般社団法人日本泌尿器科学会学会賞および研究助成金の企画および受賞者選考に対する助言をおこなう。
- (5) 関連学会連絡協議会への参加および情報提供。
- (6) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 総務委員長、教育委員長、専門医制度審議会委員長、学術委員長
- (3) 保険委員長
- (4) 領域別専門部会の部会長
- (5) その他、委員会が必要と認める者。

第5条 委員会は15の専門領域部会からなり、それぞれに部会長、副部会長を置く。

(部会長、副部会長の選任)

第6条 部会長、副部会長は、委員長である理事長が選任し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(部会長、副部会長の任期)

第7条 部会長、副部会長の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第8条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事長であることとする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(委員会の開催, 議決)

第9条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第12条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、2003年9月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2013年3月から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2016年3月30日から施行する。

1 規則書式変更に伴う修正。用語統一。

2 第5条 専門領域部会の構成につき追記。

3 第6条 部会長、副部会長の選任につき追記。合わせて、細則は廃止。

4 第7条 任期の上限変更。継続3期→2期

2 第8条 委員会の開催の委員定数の変更(過半数→3分の2)。